

前橋市告示第 637 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別記調書のとおり廃置分合に伴い勢多郡富士見村から前橋市に編入される大字の区域をもって町区域を設定するので、同条第 2 項の規定により告示します。

この処分の効力は、平成 21 年 5 月 5 日から生じます。

平成 20 年 12 月 16 日

前橋市長 高 木 政 夫



調 書

廃置分合前の名称		廃置分合後の名称	
勢多郡 富士見 村	大字 田 島	前橋市	富士見町 田 島 (ふじみまちたじま)
	大字 引 田		富士見町 引 田 (ふじみまちひきだ)
	大字 横 室		富士見町 横 室 (ふじみまちよこむろ)
	大字 原之郷		富士見町 原之郷 (ふじみまちはらのごう)
	大字 小 沢		富士見町 小 沢 (ふじみまちおざわ)
	大字 米 野		富士見町 米 野 (ふじみまちこめの)
	大字 時 沢		富士見町 時 沢 (ふじみまちときざわ)
	大字 小 暮		富士見町 小 暮 (ふじみまちこぐれ)
	大字 石 井		富士見町 石 井 (ふじみまちいしい)
	大字 漆 窪		富士見町 漆 窪 (ふじみまちうるくぼ)
	大字 市之木場		富士見町 市之木場 (ふじみまちいちのきば)
	大字 山 口		富士見町 山 口 (ふじみまちやまぐち)
	大字 皆 沢		富士見町 皆 沢 (ふじみまちみなざわ)
	大字 赤城山		富士見町 赤城山 (ふじみまちあかぎさん)

注 上記の区域内の字区域は、廃止しない。